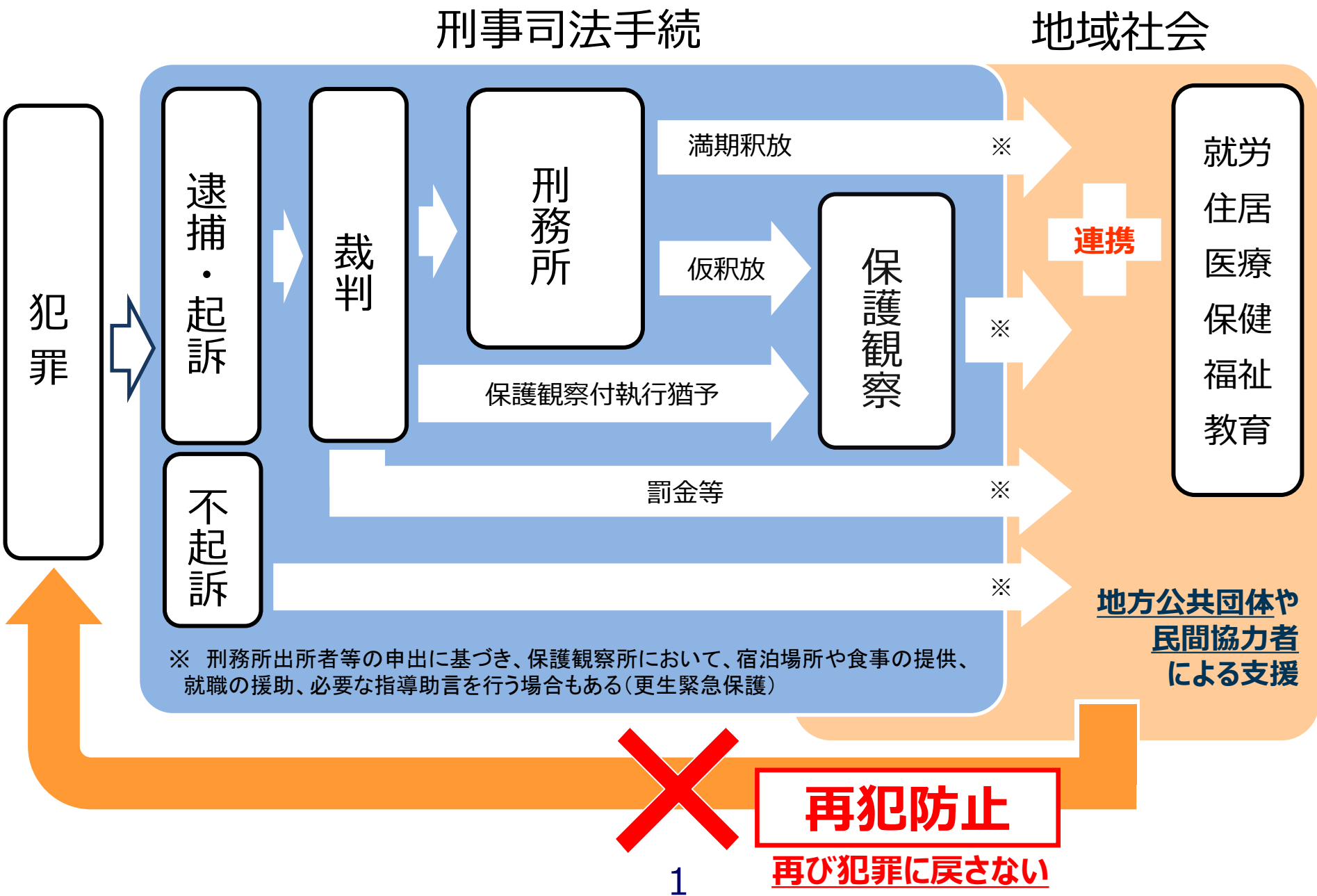


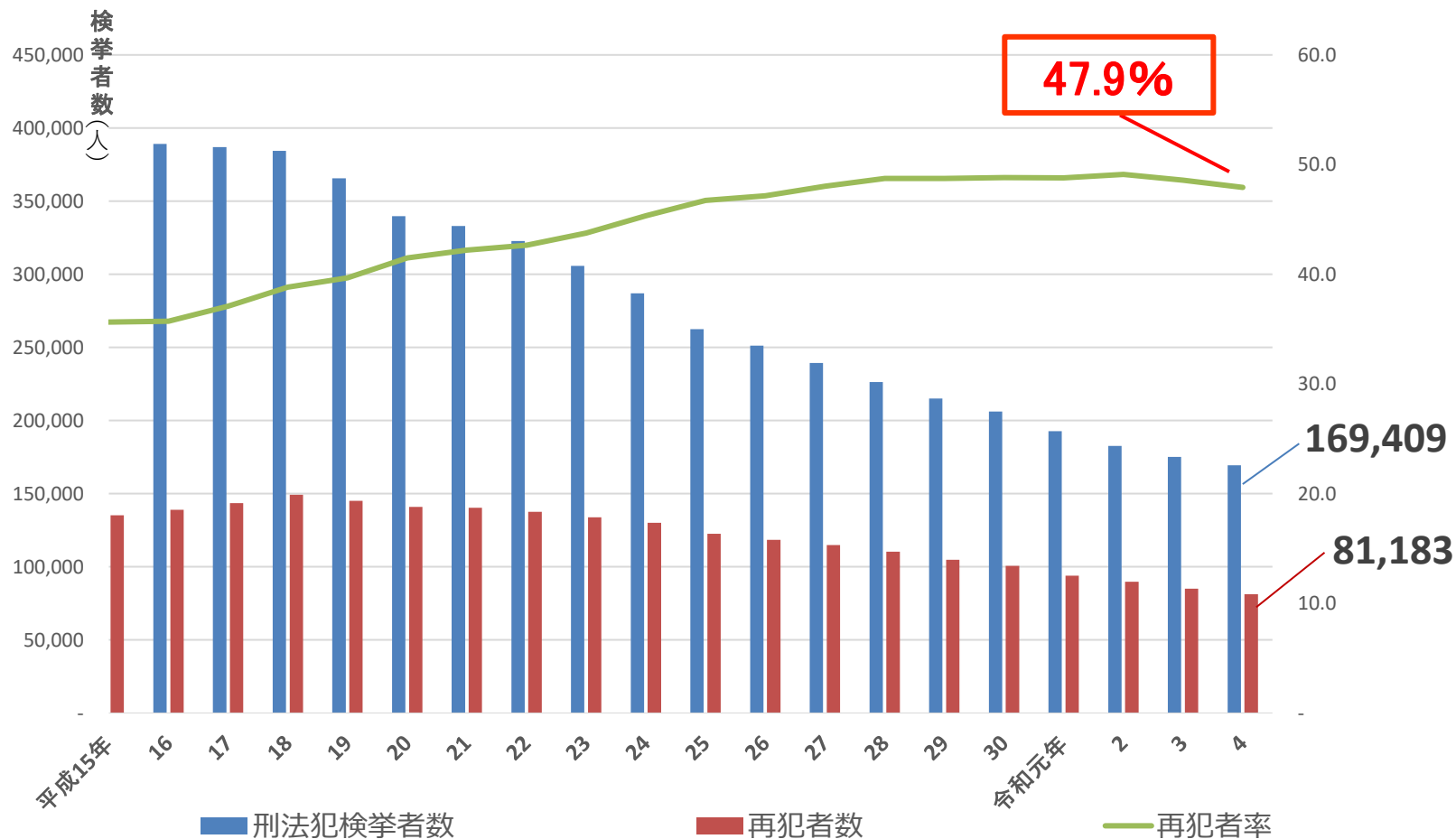
再犯防止に向けた取組について

令和5年7月19日（水）

法務省大臣官房秘書課
企画再犯防止推進室



刑法犯検挙人員の約半数が再犯者



注1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

再犯防止推進法と再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

再犯の防止等に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの

再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

- 再犯防止推進法に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が取り組むべき具体的な施策を定めたもの
- 計画期間：平成30年度から令和4年度末までの5年間
- 成果：刑事司法関係機関を中心にして進められてきた再犯防止の取組が、**国・地方・民間が一体となって取り組むべき施策**へと発展

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

- 第一次計画の施策の取組状況や課題等を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として策定
- 7つの重点課題と96の具体的施策
- 計画期間：令和5年度から令和9年度末までの5年間

国・地方公共団体・民間協力者等が一体となって、
犯罪をした者等に対する **社会復帰支援** を行うことで、再犯防止を推進

第一次計画

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

第二次計画

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

再犯防止に向けた取組の例①

■ 就労の確保

【課題等】

- 刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職。仕事に就いていない者の再犯率は、仕事についている者と比べて約3倍。

【具体的な取組】

- 雇用ニーズに応じた職業訓練の実施
- ハローワーク等と連携した就労・職場定着に向けた相談・支援等の実施
- 犯罪をした者等を社会復帰のために雇用しようとする協力雇用主の確保や負担軽減 等

■ 住居の確保

【課題等】

- 釈放後の住居が確保されていないまま刑務所を出所した者の2年以内再入率(※1)は、釈放前に適当な住居を確保していた者(※2)に比べて約2倍。

【具体的な取組】

- 刑務所等在所中から釈放後の生活環境（住居や就業先など）を調整
- 居住支援法人との連携強化
- 行き場のない犯罪をした者等を受け入れる更生保護施設の整備や処遇機能の充実 等

※1 ある年の刑事施設出所者のうち、出所後2年以内に、新たな罪を犯して刑事施設に再入所した者の割合

※2 更生保護施設又は自立準備ホームに入所した仮釈放者

■ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

【課題等】

- 高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短い。これらの者の再犯の防止のためには、福祉的支援につなげることが有益。

【具体的な取組】

- 刑務所等在所中に福祉サービスに関する知識や社会適応に必要な能力等を習得させるための指導を実施
- 福祉施設の事前体験等の機会を設け、福祉的支援についての動機付け等を実施
- 地域生活定着支援センターと連携し、出所後、円滑に保健医療・福祉サービス等を受けることができるよう支援 等

再犯防止に向けた取組の例②

■ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

【課題等】

- 再犯の防止のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性に応じた指導等が必要。

【具体的な取組】

- 犯罪をした者等の特性や再犯リスク等を把握するためのアセスメントの強化
- 性犯罪者、薬物・アルコール依存のある者等に対する認知行動療法(※)に基づいた各種処遇プログラムの実施
- 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導 等

※ 問題行動の背景にある自らの認知（物事の考え方、とらえ方）のクセに気付かせ、これを変化させること等によって問題行動を改善させようとする方法

■ 地域による包摂の推進

【課題等】

- 社会復帰促進のためには、刑事司法手続終了後も、国・地方公共団体・民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等を地域のセーフティネットの中に包摂することが重要。

【具体的な取組】

- 国と地方公共団体の役割の明示
 - ・ 国は、専門的知識を活用し、刑の執行を受け終えた者からの相談に応じるほか、地方公共団体からの相談に応じて必要な情報・助言等を提供
 - ・ 都道府県は、市区町村に対する支援や市区町村レベルでは対応が難しい支援を実施
 - ・ 市区町村は、福祉等の各種行政サービスを必要とする者、特にこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを提供
- 民間の協力やノウハウ等の活用 等